

今後の奨励金交付手続きについて（ご案内）

申請書の記入について

- 奨励金の対象は紙類・繊維類のみですが、市内のごみ縮減対策の資料とさせていただきますと存じますので、金属類・ビン類の回収量についてもご記入ください。
- 申請書の住所・団体・代表者名は記載してありますので、代表者印の欄に押印してください。（実施団体届出書に押印した印鑑をご使用ください）
- 申請書には資源回収処理業者の納品書・買入計算書等の回収資源数量が確認できる資料（原本）を添付してください。
- 原則、資源回収処理業者からの納品書・買入計算書等の宛名は、申請団体名と同様にしてください。

請求書の記入について

- 請求書の所在地・名称・代表者氏名は記載してありますので、申請書と同じ印鑑の押印と、請求金額のみご記入願います。
（提出日等については記入しないようにしてください）

申請書・請求書の用紙について

- 申請書・請求書は、環境課からお送りしたものをご使用ください。（申請書・請求書を紛失した場合、環境課までご連絡ください。再度、お送り致します。また、インターネットからもダウンロードすることができます。）

資源回収を実施したたびに同封の申請書・請求書を環境課までお届けください。
（例えば、5月と10月に資源回収を行う場合は5月、10月の2回に分けて申請書・請求書を作成・提出いただくこととなります。）

※資源回収実施後、31日以内または補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに環境課へご提出ください。遅れると補助金が支払えない場合があります。

※各地域・団体より提出された申請書・請求書を取りまとめ、定期的に支払い
手続を行う都合上、提出いただいた時期によっては入金が遅れる場合があります
しますので、あらかじめご了承ください。